

国の機関等の本人確認情報の利用スケジュール及び利用方法

| 利用開始時期 | 法律 | 利用事務 | 利用機関 | 年間利用件数 (見込み) | 具体的な利用方法 | 住民や行政のメリット |
|----------------|---------------------------------------|------------------|----------------------|-----------------|--|---|
| 平成14年 9月12日 | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法 | 年金である給付の支給に関する事務 | 地方公務員共済組合 | 1,500万件程度 | <ul style="list-style-type: none"> 年金の支給期(10月、12月、2月、4月、6月、8月)ごとに、地方公務員共済年金の受給権者及び加給年金額の対象者の本人確認情報を利用する 住民票コードについては、原則、指定情報処理機関から取得するが、受給権者に告知を求めることもある [一括提供方式(回線接続)] | <ul style="list-style-type: none"> 平成15年4月(可能な限り平成14年度中)に、当該年金受給権者が毎年地方公務員共済組合に提出している現況届について、原則、廃止する 年金の支給期前に、年金受給権者の現況を確認し、年金の過払いを防止することができる |
| 平成14年 10月1日 | 戦傷病者戦没者遺族等援護法 | 年金である給付の支給に関する事務 | 厚生労働省社会・援護局 | 16万件程度 | <ul style="list-style-type: none"> 年金の支給期(10月、1月、4月、7月)ごと及び随時に、戦傷病者戦没者遺族等援護年金の受給権者及びその扶養親族の本人確認情報を利用する 住民票コードについては、原則、指定情報処理機関から取得するが、受給権者に告知を求めることもある [一括提供方式(回線接続)・即時提供方式併用] | <ul style="list-style-type: none"> 年金受給権者が毎年4月に厚生労働省に提出している生存確認のための受給権調査票、随時提出している住所変更届や死亡届等を廃止する 年金の支給期前に年金受給権者の現況を確認し、年金の過払いを防止することができる |
| 平成14年 2月12日 | 電波法 | 無線局の免許に関する事務 | 総務省総合通信基盤局・情報通信政策局 | 数千件程度 | <ul style="list-style-type: none"> 住所変更届等を行っていない無線局免許人について、住民基本台帳ネットワークシステムより本人確認情報を利用する予定 住民票コードについては、指定情報処理機関から取得する [一括提供方式(媒体交換)] | <ul style="list-style-type: none"> 住所変更届等を行っていない無線局免許人について、新住所の確認ができる |
| 平成15年 4月1日 | 国民年金法 | 被保険者資格の届出に関する事務 | 厚生労働省社会保険庁 | 150万件程度 | <ul style="list-style-type: none"> 国民年金の被保険者の届出を行うべき20歳になった者の本人確認情報を利用する予定 [一括提供方式(媒体交換)] | <ul style="list-style-type: none"> 各市町村から行っていた住民票情報の提供事務が廃止される |
| 平成15年 4月1日 | 建設業法 | 技術検定の実施に関する事務 | 建設業法第27条の2第1項の指定試験機関 | 10~20万件程度 | <ul style="list-style-type: none"> 建設業の技術検定の受検申請を受理する際に、申請者の本人確認情報を利用する予定 住民票の写しの添付の省略を希望する場合は、住民票コードを受検申請書に記載するようお願いする [一括提供方式] | <ul style="list-style-type: none"> 建設業の技術検定の受検申請の際に、住民票の写しを添付しなくてよい 受検申請書の氏名や住所の確認を一括して行うことができる |

| | | | | | | |
|---------------|------------------------------------|--|----------------|---------|---|--|
| 平成15年 4月1日 | 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。） | 年金である給付の支給に関する事務 | 総務省人事・恩給局 | 550万件程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・恩給の支給期（4月、7月、10月、12月）ごと及び随時に、恩給受給権者の本人確認情報を利用する予定 ・住民票コードについては、原則、指定情報処理機関から取得する [一括提供方式（媒体交換）・即時提供方式併用] | <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年4月から、恩給受給権者が毎年総務省に提出している受給権調査申立書について、市町村長の証明を廃止する ・平成16年4月から、恩給受給権調査が2年に1回となる ・恩給受給権者の現況を確認し、恩給の過払いを防止することができる |
| | 執行官法 | 年金である給付の支給に関する事務 | | | | |
| | 国会議員互助年金法 | 年金である給付の支給に関する事務 | | | | |
| 平成15年 4月1日 | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法 | 年金である給付の支給に関する事務 | 国家公務員共済組合連合会 | 650万件程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・年金の支給期（6月、8月、10月、12月、2月、4月）ごと及び随時に、国家公務員共済年金の受給権者及び加給年金額の対象者の本人確認情報を利用する予定 ・住民票コードは、年金が決定されている者については、指定情報処理機関から取得する予定。新規請求者については、告知を求めることを検討 [一括提供方式（媒体交換）・即時提供方式併用] | <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度から、年金受給権者が毎年国家公務員共済組合連合会に提出している身上報告書について、原則、廃止する ・給付の裁定の請求や死亡届等について、一部の添付書類を廃止する ・年金受給権者等の現況を確認し、年金の過払いを防止することができる |
| | 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法 | 年金である給付の支給に関する事務 | | | | |
| 平成15年 4月以降 | 私立学校教職員共済法 | 年金である給付の支給に関する事務 | 日本私立学校振興・共済事業団 | 160万件程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・年金の支給期（6月、8月、10月、12月、2月、4月）ごとに、私立学校教職員共済年金の受給権者及び加給年金額の対象者の本人確認情報を利用する予定 ・住民票コードについては、原則、指定情報処理機関から取得するが、受給権者に告知を求めるとも検討する [一括提供方式（媒体交換）] | <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度から、年金受給権者が毎年日本私立学校振興・共済事業団に提出している現況届については、本人確認情報の利用により受給権者等の生存確認ができる場合に、生存確認に関する部分について廃止する予定 ・年金受給権者等の現況を確認し、年金の過払いを防止することができる |
| 平成15年 4月以降 | 地方公務員災害補償法 | 公務上の災害に対する補償に関する事務 通勤による災害に対する補償に関する事務 福祉事業の実施に関する事務 | 地方公務員災害補償基金 | 数千件程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・年金たる補償を受ける者の届出等に際し、本人確認情報を利用する予定 ・住民票コードについては、指定情報処理機関から取得する予定 [即時提供方式] | <ul style="list-style-type: none"> ・年金たる補償を受ける者の届出等の際に、住民票の写しを添付しなくてよい |

| | | | | | | |
|----------------|--|---|---------------------|----|---|---|
| 平成15年 10月予定 | 健康保険法 | 日雇特例被保険者手帳の交付に関する事務 | 厚生労働省 社会保険庁 | 未定 | ・日雇特例被保険者手帳の交付の申請に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | ・日雇特例被保険者手帳の交付の申請の際に添付することとされている住民票の写しを添付しなくてよい。 ・年金の給付に係る権利の裁定の申請等の際に、住民票の写しを添付しなくてよい |
| | 船員保険法 | 年金である給付に係る権利の裁定に関する事務 | 厚生労働省 社会保険庁 | 未定 | ・船員保険法の年金である給付に係る権利の裁定の申請等に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | |
| | 厚生年金保険法 | 年金である給付に係る権利の裁定に関する事務 | 厚生労働省 社会保険庁 | 未定 | ・厚生年金保険法の年金である給付に係る権利の裁定の申請等に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | |
| | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号) | 年金である給付に係る権利の裁定に関する事務 | 厚生労働省 社会保険庁 | 未定 | ・厚生年金保険法等一部改正法の年金である給付に係る権利の裁定の申請等に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | |
| | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する法律 | 年金である給付に係る権利の裁定に関する事務 | 厚生労働省 社会保険庁 | 未定 | ・農林漁業団体職員共済組合法等廃止法の年金である給付に係る権利の裁定の申請等に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | |
| | 国民年金法 | 年金である給付に係る権利の裁定に関する事務 | 厚生労働省 社会保険庁 | 未定 | ・国民年金法の年金である給付に係る権利の裁定の申請等に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | |
| 平成15年 12月予定 | 博物館法 | 学芸員の資格の認定に関する事務 | 文部科学省 生涯学習政策局 | 未定 | ・学芸員の資格の認定の申請等に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | ・学芸員の資格の認定の申請等の際に、住民票の写しを添付しなくてよい |
| | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 | 第一種放射線取扱主任者免状の交付に関する事務 第二種放射線取扱主任者免状の交付に関する事務 | 文部科学省 科学技術・学術政策局 | 未定 | ・放射線取扱主任者免状の交付の申請等に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | |

| | | | | | | |
|---------------|--------------------------------|---|--|--------|--|---|
| 平成16年 1月予定 | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号) | 年金である給付に係る権利の裁定に関する事務 | 厚生年金保険法の一部を改正する法律附則第32条第2項に規定する存続組合・同法附則第48条第1項に規定する指定基金 | 10万件程度 | ・年金の支給期(6月、8月、10月、12月、2月、4月)ごと及び随時に、存続組合・指定基金の年金の受給権者及び加給年金額の対象者の本人確認情報を利用する予定 ・住民票コードは、年金が決定されている者については、指定情報処理機関から取得する予定。 [一括提供方式(回線接続)・即時提供方式併用] | ・平成15年度から、年金受給権者が毎年国家公務員共済組合連合会に提出している身上報告書について、原則、廃止する ・給付の裁定の請求や死亡届等について、一部の添付書類を廃止する ・年金受給権者等の現況を確認し、年金の過払いを防止することができる |
| 平成16年 1月予定 | 薬事法 | 外国製造医薬品等の製造の承認に関する事務 | 厚生労働省 医薬局 | 未定 | ・外国製造医薬品等の製造の承認の申請等に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | ・外国製造医薬品等の製造承認申請の際に選任する国内管理人が個人の場合に添付することとされている住民票の写しを添付しなくてよい。 |
| 平成16年 1月予定 | 建設業法 | 監理技術者資格者証の交付に関する事務 | 建設業法第27条の19第1項の指定資格者証交付機関 | 20万件程度 | ・監理技術者資格者証の交付の申請を受理する際に、申請者の本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | ・建設業の監理技術者資格者証の交付の申請の際に、住民票の写しを添付しなくてよい |
| 平成16年 3月予定 | 後見登記等に関する法律 | 後見登記の変更又は終了の登記に関する事務 | 法務省民事局 | 未定 | ・後見登記の変更又は終了の登記の申請等に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | ・後見登記の変更又は終了の登記の申請の際に、住民票の写しを添付しなくてよい |
| 平成16年度 | 不動産登記法 | 不動産の表示の登記に関する事務 所有権の保存の登記に関する事務 | 法務省民事局 | 未定 | ・不動産の表示の登記の申請又は所有権の保存の登記の申請に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | ・不動産の表示の登記の申請又は所有権の保存の登記の申請の際に、住民票の写しを添付しなくてよい |
| 平成16年度 | 技術士法 | 技術士試験の実施に関する事務 | 技術士法第11条第1項に規定する指定試験機関 | 未定 | ・技術士試験の受験の申請に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | ・技術士試験の受験の申請の際に、住民票の写しを添付しなくてよい |
| 平成16年度 | 技術士法 | 技術士の登録に関する事務 技術士補の登録に関する事務 | 技術士法第40条第1項に規定する指定登録機関 | 未定 | ・技術士又は技術士補の登録の申請に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | ・技術士又は技術士補の登録の申請の際に、住民票の写しを添付しなくてよい |

| | | | | | | |
|-------------|---|-----------------|---|----|--|--|
| 平成16年度 | 著作権法 | 著作物の実名の登録に関する事務 | 文化庁又はプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第5条第1項に規定する指定登録機関 | 未定 | ・著作物の実名の登録の申請に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | ・著作物の実名の登録の申請の際に、住民票の写しを添付しなくてよい |
| | | 著作権の登録に関する事務 | | | ・著作権の登録の申請に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | ・著作権の登録の申請の際に、住民票の写しを添付しなくてよい |
| | 著作権法 | 出版権の登録に関する事務 | 文化庁 | 未定 | ・出版権の登録の申請に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | ・出版権の登録の申請の際に、住民票の写しを添付しなくてよい |
| 平成17年1月(予定) | 供託法 | 供託物の還付に関する事務 | 法務省民事局 | 未定 | ・供託物の還付の申請又は供託物の取戻しの申請に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | ・供託物の還付の申請又は供託物の取戻しの申請の際に、住民票の写しを添付しなくてよい |
| | | 供託物の取戻しに関する事務 | | | | |
| 平成17年度 | 司法試験法 | 司法試験の実施に関する事務 | 法務省大臣官房 | 未定 | ・司法試験の受験申込みに際し、本人確認情報を利用する予定 | ・司法試験の受験申込みの際に、住民票の写しを添付しなくてよい |
| | 船舶法 | 登記に関する事務 | 法務省民事局 | 未定 | ・船舶法の登記の申請に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | ・船舶法の登記の申請の際に、住民票の写しを添付しなくてよい |
| | 工場抵当法(鉱業抵当法、漁業財団抵当法、港湾運送事業法により準用する場合を含む。) | 所有権の保存の登記に関する事務 | 法務省民事局 | 未定 | ・工場抵当法等の所有権の保存の登記の申請に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | ・工場抵当法等の所有権の保存の登記の申請の際に、住民票の写しを添付しなくてよい |
| | 立木に関する法律 | 所有権の保存の登記に関する事務 | 法務省民事局 | 未定 | ・立木に関する法律の所有権の保存の登記の申請に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | ・立木に関する法律の所有権の保存の登記の申請の際に、住民票の写しを添付しなくてよい |
| | 道路交通事業抵当法 | 所有権の保存の登記に関する事務 | 法務省民事局 | 未定 | ・道路交通事業抵当法の所有権の保存の登記の申請に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | ・道路交通事業抵当法の所有権の保存の登記の申請の際に、住民票の写しを添付しなくてよい |

| | | | | | | |
|--------|-----------|---|-------------|----|--|--|
| | 建設機械抵当法 | 登記に関する事務 | 法務省民事局 | 未定 | ・建設機械抵当法の登記の申請に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | ・建設機械抵当法の登記の申請の際に、住民票の写しを添付しなくてよい |
| | 観光施設財団抵当法 | 所有権の保存の登記に関する事務 | 法務省民事局 | 未定 | ・観光施設財団抵当法の所有権の保存の登記の申請に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | ・観光施設財団抵当法の所有権の保存の登記の申請の際に、住民票の写しを添付しなくてよい |
| 平成17年度 | 道路運送車両法 | 自動車の変更登録に関する事務 自動車の新規検査に関する事務 検査対象外軽自動車の使用の届出に関する事務 | 国土交通省自動車交通局 | 未定 | 自動車の変更登録等の申請に際し、本人確認情報を利用する予定 [即時提供方式] | 自動車の変更登録等の申請の際に、住民票の写しを添付しなくてよい |

他の事務については、鋭意、協議を進めているところ

[一括提供方式]

本人確認情報照会対象者の情報をファイル化して要求を行い、結果についてもファイルで一括して受け取る方式

データ交換は、媒体交換形態又は回線接続形態により行う

なお、データの交換に際しては暗号化を行い、回線接続の際には指定情報処理機関と国の機関等のサーバ間にファイアウォールを設置し、セキュリティを確保

(媒体交換)

一括提供方式であって、情報を磁気媒体(DAT等)により交換する形態

(回線接続)

一括提供方式であって、情報を電気通信回線により送受信する形態

[即時提供方式]

端末から照会条件を入力して即時で照会を実行する方式

なお、指定情報処理機関と国の機関等のサーバ間にファイアウォールを設置し、通信を暗号化するなど、セキュリティを確保